

令和2年北海道告示第400号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道上川郡東神楽町南2条西1丁目の35,085㎡の土地を起業地とする「複合施設整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は東神楽町が老朽化した次の10施設について、①文化機能として総合福祉会館、②交流機能として役場庁舎（農村環境改善センター）及び青年会館、③診療機能として国民健康保険診療所、④行政機能として役場庁舎、実測センター、東神楽町交通指導会館、車庫（公用車）及び総合車両センター、⑤防災機能として旧消防庁舎を集約化することにより、各機能を持たせた複合施設として整備するものである。

これらは、法第3条第22号に規定する「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」、同条第24号に規定する「診療所」、同条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎」及び同法第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

東神楽町は、平成28年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の将来更新費用の試算及び拠点施設への機能集約推進の検討を示し、また、平成25年8月策定（平成29年3月改定）の「第8次東神楽町総合計画」において、社会情勢に則した市街化区域の見直しのため「立地適正化計画」を策定すること、並びに防災施策として公共施設の防災機能の強化及び消防施策として消防施設の整備充実を図るとしており、これを受け、平成30年3月に「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」により、コンパクトなまちづくり計画及び老朽化が進む公共施設の集約・再編による適正配置を策定している事業である。

町は国庫補助金、起債及び一般財源を主たる財源とし、本件事業の施行に必要な財源を確保している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、老朽化した施設を集約化し、文化機能、交流機能、診療機能、行政機能、及び防災機能を有する複合施設として整備とともに、町の喫緊の課題である災害時の避難場所についても、災害時に行政機能は災害対策本部等として、また文化機能は避難所等として活用することで確保される。

なお、建設予定地は町有地のみでは防災広場、格納施設（防災備蓄倉庫等）防災シェルの用地が確保できず、防災機能が一体で整備できないため民有地を取得するものである。

本件事業の完成により、にぎわいと交流の相乗効果を創出するほか、防災機能を強化することで安心・安全なまちづくりの推進が期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別な措置を講ずべき動植物はないことを確認している。

なお、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に近接するが、北海道教育委員会及び東神楽町教育委員会による試掘調査の結果、埋蔵文化財はないことを確認している。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、一部役場庁舎及び図書館の既存施設を利用することから、現在の庁舎が立地する一団の土地に整備することが前提条件となる。

また、公用車車庫及び建設機械車庫等の格納施設の機能上、役場庁舎を含む複合施設に隣接している必要性があり、これを基本条件とし、これを満たす2カ所を候補地に選り比較検討の結果、起業地を決定している。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、老朽化した施設を集約化し、多機能な複合施設を整備することにより、地域のにぎわいと交流の相乗効果の創出が望まれている。

防災機能を強化し、災害時の避難場所が確保されることにより、安心・安全なまちづくりの推進が図られることから、本事業は先送りを許されない状況にある。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3(3)で述べたように、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。